公　　告

このたび、福山市の一部を地域とする県営土地改良事業（ため池等整備事業　鞆路池地区）の施行の申請をしたいから、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号。以下「法」という。）第８５条第２項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

ついては、この事業計画にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又は、この地域内にある農用地以外の土地を、所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について、当該土地改良事業に参加しようとする者は、法第３条の規定によって令和 8 年 12 月 7 日までに福山市農業委員会へ申し出られたい。

令和 8 年 11 月 24 日

事業申請人 [redacted]

記

1　県営土地改良事業計画概要

2　造成される土地改良施設の予定管理方法書

3　事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準